

上野原市消防団組織及び編成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

上野原市長

上野原市規則第 1 8 号

上野原市消防団組織及び編成規則の一部を改正する規則

上野原市消防団組織及び編成規則（平成 1 7 年上野原市規則第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（１） 本団（本部）

団長（本部長） 1 人

副団長（副本部長） 2 人

本部員 2 0 人以内（班長 3 人、団員 1 7 人以内とし、分団の団員を兼務することができる。）

消防音楽隊員 3 0 人以内（小隊編成）

（２） 分団

名称	階級別団員定数						管轄区域
	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
大目分団	1	2	2	1 1 (2)	3 4	5 0	大目地区
甲東分団	1	2	3	1 9 (3)	6 4	8 9	甲東地区
巖分団	1	2	5	2 2 (5)	4 3	7 3	巖地区

大鶴分 団	1	2	1	3 (1)	3 2	3 9	大鶴地 区
島田分 団	1	2	3	1 3 (4)	4 4	6 3	島田地 区
上野原 分団	1	2	5	3 2 (9)	7 7	1 1 7	上野原 地区
桐原分 団	1	2	4	1 9 (4)	6 4	9 0	桐原地 区
西原分 団	1	2	2	1 2 (2)	3 8	5 5	西原地 区
秋山分 団	1	2	5	2 1 (5)	1 0 0	1 2 9	秋山地 区
計	9	1 8	3 0	1 5 2 (3 5)	4 9 6	7 0 5	

備考 () 内の数は内数とし、専任班長を示す。

(3) 部

分団名	部名	階級別団員定数				管轄区域
		部長	班長	団員	計	
大目分 団	第1部	1	6 (1)	2 0	2 7	犬目、恋塚、 大田、大沢、 日留野、谷後 、新田、矢坪 、談合坂
	第2部	1	5 (1)	1 4	2 0	東大野、西大 野、日向、花 坂、南米沢、 高橋
甲東分	第1部	1	7 (1)	3 0	3 8	野田尻、荻野

団			)			、棚頭
	第 2 部	1	5 (1)	1 8	2 4	和見、芦垣
	第 3 部	1	7 (1)	1 6	2 4	東区、西区、瀬淵
巖分団	第 1 部	1	5 (1)	1 1	1 7	八ツ沢、仲山、大櫓
	第 2 部	1	4 (1)	8	1 3	松留
	第 3 部	1	5 (1)	9	1 5	牧野、当月、栃穴、杖突、千足
	第 4 部	1	5 (1)	1 0	1 6	奥平、久保、仲居、コモアしおつ
	第 5 部	1	3 (1)	5	9	川合
大鶴分団	第 1 部	1	3 (1)	3 2	3 6	大倉、鶴川、上野山、日野、大櫓（巖管轄含む）、大曾根、陽光台、小倉
島田分団	第 1 部	1	5 (1)	1 6	2 2	上新田、中新田、下新田
	第 2 部	1	5 (2)	2 1	2 7	駒門、西区、南区、東区
	第 3 部	1	3 (1)	7	1 1	田野入

上野原分団	第1部	1	9 (2)	2 5	3 5	諏訪、塚場、 新一、新二、 新三
	第2部	1	9 (2)	1 6	2 6	本一、本二、 本三、原、田 町、新田倉
	第3部	1	6 (2)	2 1	2 8	羽佐間、小沢 、新井、西シ 原、山風呂、 向風
	第4部	1	4 (1)	5	1 0	八米
	第5部	1	4 (2)	1 0	1 5	奈須部、先祖 、丸畑
桐原分団	第1部	1	5 (1)	1 4	2 0	尾続、用竹
	第2部	1	5 (1)	1 4	2 0	井戸、小伏
	第3部	1	4 (1)	1 6	2 1	椿、猪丸、日 原
	第4部	1	5 (1)	2 0	2 6	大垣外、沢渡
西原分団	第1部	1	7 (1)	2 0	2 8	初戸、藤尾、 川通、田和、 上平、扁盃、 下城
	第2部	1	5 (1)	1 8	2 4	郷原、原、飯 尾
秋山分	第1部	1	5 (1)	1 6	2 2	無生野、浜沢

団			)			、原
	第 2 部	1	3 (1)	2 7	3 1	尾崎、寺下、板崎
	第 3 部	1	3 (1)	1 5	1 9	遠所、大地、栗谷、中野
	第 4 部	1	5 (1)	2 6	3 2	神野、小和田、古福志、桜井、金山
	第 5 部	1	5 (1)	1 6	2 2	富岡、一古沢、安寺沢
合計		3 0	1 5 2 (3 5)	4 9 6	6 7 8	

備考 () 内の数は内数とし、専任班長を示す。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。